

成周王朝と「賓」(1)

——西周青銅器銘文に現れた「賓」について——

国際文化論教室 豊田 久

はじめに

西周時代初めの西周金文に、告捷献馘の礼を記るすものとして、両周が康王時代の作とする有名な小孟鼎銘がある⁽¹⁾。その所に、「王」と共に、この儀礼の重要な参加者として「邦賓」の語が見えている。この西周金文における「賓」の用例は、この他にも、賓礼をもって待遇された一群の例が種々に見られる。この「賓」については、成周王朝の後、秦・漢王朝成立後の皇帝支配下においても、単なる君臣関係のわく外に、それとは異なる「賓」(客)の存在が云われている⁽²⁾。そこで本稿では、先秦王朝の西周王朝における、この西周青銅器銘文に見える「賓」の用例を集めて整理し、それを中心に、その意味・性格について考えてみたい。

(一)、「邦賓」の場合

この小孟鼎銘(両周録一九オ)について、王国維は「此鼎與大孟鼎，同出陝西郿縣禮邨，……赭寇之乱，器亦亡佚，拓本传世甚稀」と述べているが⁽³⁾，すでに原器の所在も不明で、一本の拓本の複印が残されているのみである。そして郭沫若が「此文所紀，於古史古礼，極関重要，惜残泐過甚，苦難属讀，而器亦不知去向，惟細案全文，乃孟受王命攻克鬼方，帰告成于周廟而受慶賞之事」と述べているように⁽⁴⁾，周初の献捷の礼を示す貴重な資料であるが，残泐がはなはだ多いのは残念である。今，詳しく考釈する断代，通釈等の解釈を中心に，諸氏の説に依りながら，見てみたい。

小孟鼎銘によると，冒頭に「佳八月既望，辰在甲申，昧爽，三左三右多君，入服酒，明，王格周廟……(不明)賓征，邦賓障其旅服，東嚮」(「惟れ八月の既望，辰は甲申に在り，昧爽，三左三右多君，入りて服酒す，明，王，周廟に格る，……(不明)賓，待す，邦賓，其の旅服を障き，東嚮す」とある。「昧爽」，「明」は早朝の時間を示すが，これから「周廟」で行なわれる鬼方を伐った献捷の礼に，「王」と共に「邦賓」が待している。

その前にある「三左三右多君」は，「三左三右」については，韓華は重臣の意に解し，両周は『礼記』曲礼の天官・六人に当たるとする。断代は，『周書』顧命に云う，東方，西方諸侯を率いる大保等の六人に当たるとし，通釈は，王廷の重臣と解する⁽⁵⁾。「多君」は，韓華は衆諸侯とし，断代は邦君諸侯，通釈は，多邦君として，おそらく征役に関係有るものが参集したのであると解する⁽⁶⁾。又，「入服酒」は，銘中に三見し，儀節ごとにこの礼がある。

又、「祉」の意味については、両周は虚詞の誕字と解し、下屬して読み、積微居は、「祉」は侍の義として、上の「賓」の上に邦の字を考えている。断代は「祉」を延と積して「賓延邦賓」を断句とし、「儻者延引邦賓(多君), 東向」と解し、又、通釈は金文に「賓」を儻者即ち右者の意に用いる例はないとして、積微居と同じに解する⁽⁷⁾。又、「邦賓隣其旅服」の意味については、断代は「放置邦賓的行旅之服而衣朝服」とする。通釈は断代の説のように、王が入御しているのに、ここに及んで行李を改めることもないはずとして、「邦賓」がその「旅服」を奠献する儀礼とし、「旅」を旅器で、「服」を礼器礼物の類を云うと解する⁽⁸⁾。又、その原意は自己の宗廟・社稷の靈を以て君王に服事すること、更に直接的にはその靈を捧げて君王の靈威を加えるという意味をもつのであろうとしている⁽⁹⁾。元来、「賓」の用例は、成周王朝の前の殷代の甲骨文には、祖靈、祖先神を迎えるの意味で多く出て来るが⁽¹⁰⁾、「邦賓」の名称もこれと関係があるように思える。いずれにしても、この銘では、「邦賓」がなんらかの儀礼を行ない、その位について「東嚮」(東面)したことになる。その場所は、後銘に云う「大廷」であろう。この「邦賓」は、後に述べるように、諸氏はほぼ一致して邦君諸侯の義に解している。

この後、直ちに「孟」が、攻伐した「鬼方」の虜酋を率いて入場し、告捷、そして献馘の礼が「大庭」で行なわれ、「西旅」に「馘」が献置される礼が記されている。そして、その後、「(孟)……(不明)入三門、即位中廷、北嚮、孟告、……孟以諸侯侯甸……(不明)、賓即位、蒿賓、王呼蒿、……進賓……(不明)」「(孟が)……(不明)三門に入り、位に中廷に即き、北嚮す、孟告ぐ、……孟、諸侯の侯・甸……を以て(不明)、賓、位に即く、賓に蒿す、王、呼びて蒿す、……賓を進めて……(不明)」とある。

ここでは、「中廷」における廟告の礼が記されている。この「賓」は、断代は「邦賓」の略と解する。通釈は、「邦賓」とは別で、蒿礼は賓客に対する礼であり、「孟」が「中廷」に「北嚮」(北面)して馘俘を廟告し、「孟」が攻伐に従った「諸侯」の「侯・甸」等を率いて、同じく廟告の儀が行なわれ、更に「孟」が諸賓を参入させて廟に謁する儀礼が行なわれたのであろうとし、しかし、缺文多くして文意を明らかにしがたいとしている。又、この「蒿」の字は、圭瓊を以て裸する礼を示したものであるらしく、それは賓客に対する礼と解している⁽¹¹⁾。

次に、今回の告捷献馘の礼の一環として行なわれる廟祭が記され、「王」の助祭者として、やはり「邦賓」がそこに侍している。即ち「大采、三□入服酒、王格廟、祝祉……(不明)邦賓、不鼻、……(不明)、用牲啻周王・國王・成王、……(不明)王鼻、鼻遂鼻_王邦賓」「大采、三□、入りて服酒す、王、廟に格る、祝、侍して……(不明)邦賓には鼻せず、……(不明)牲を用て、周王・武王・成王を禘す、……(不明)王鼻す、鼻して遂に_王の邦賓に鼻す」とある。「大采」は、先の「昧爽」、「明」と同じく時刻を示す。ここに、「王」によって、先王の禘祀が行なわれ、この時、神との仲立ちをする「祝」官が侍しているのは、祖先神の祭祀に関係するものであろう。ここで「邦賓」は、「王」が「文王・武王・成王」を禘祀するのに、助祭したものと思える。なお、断代、通釈は、「邦賓」の上に「王」の字を読んで、「王の邦賓」と積している⁽¹²⁾。又、「鼻」は「蒿」とは別字であり、礼が違っているようである。通釈に、字はおそらく爵形の器を奉持する象であらうとし、蒿・鼻は裸享の礼を云うとみられるとしている⁽¹³⁾。

そして、銘文はこの後、「寧若翌日乙酉、三事大夫入服酒、王格廟、蒿、王邦賓祉、王令賞孟……(不明)弓一・矢百、……」「ここにその翌日乙酉、三事大夫、入りて服酒す、王、廟に格子、蒿す、王の邦賓侍す、王、命じて、孟に……(不明)弓一・矢百……を賞せしむ」とあり、その「翌日」のこととして、今回の、この告捷献馘の礼の終りに、「廟」で「孟」に対する「弓矢」等の武器

類の大賞の礼が行なわれている。この賞賜の礼に、「王」、「三事大夫」と共に、「邦賓」も参列している。この場合は、「王の邦賓」とある。この「邦賓」に対する「三事大夫」について、断代、通釈は共に、「三事大夫」は邦君諸侯と対文をなし、外朝の諸侯に対し、内朝の職事にある大夫を云うとしている⁽¹⁴⁾。又、断代に毛公鼎銘の「参有司」と同じとする⁽¹⁵⁾。この「三事大夫」は、後期金文の毛公鼎銘（両周録一三一〇～又一三一〇）に云う「参有嗣」と呼ばれた嗣土、嗣馬、嗣工のことで、主として内服の王畿内に関することを任務とするものであり、ときに諸侯や重臣に対する恩賞授与に立会いそれを記録すると云われる⁽¹⁶⁾。「三事大夫」等、この内服（臣）に対する外服（臣）の邦君諸侯の領域が、「四方の匍有」と云う場合の、王朝成立の対象となる、主に“四方”（「萬邦」）領域にあたるものである⁽¹⁷⁾。又、ここの読みについて、断代は、「王格廟，贊王邦賓，征^レ，讀爲贊王之邦賓與邦正」と解するのに対し、通釈は、陳氏が鼻を贊と釈しているが、邦賓邦正を邦賓征というはずはないとし、断代が征と釈している字は、両周、積微居の釈文と同じく、征と解している⁽¹⁸⁾。

以上のように、「大庭」における告捷献馘の礼、「中庭」における廟告の礼、そして廟祀、賞賜の礼に現われる「邦賓」（「王邦賓」）、「賓」について、この「邦賓」は、綴遺は、「邦賓蓋言列邦諸侯，大宗伯以賓礼，親邦国，諸侯来朝，天子以礼賓之也」として列邦諸侯とし、断代は、「邦賓」は銘文はじめに見える「多君」として、「邦君諸侯」、「戎族的諸長」と解する。そして、同じく『周礼』大宗伯と『周書』顧命を引いて「周礼大宗伯“以賓礼親邦国”，顧命東西方諸侯入应門後，“賓称奉圭兼幣，曰一二臣衛敢執壤奠”，凡此之賓皆諸侯」として、諸侯を「賓」と解している。又、通釈は、「邦賓たる諸侯」と読んで、やはり諸侯に解釈している⁽¹⁹⁾。いずれにしても、従来の解釈では、「邦賓」を邦君諸侯とする点では、諸氏はほぼ一致しているようである。「邦賓」と「賓」が使い分けされているかは、銘文に不明な点が多くて分からないが、「賓」については、特定の人物の解釈は与えられていないようである。

この邦君と云われる「邦賓」について見ると、銘文のはじめにある、「大庭」における献捷の礼が行なわれた時、「東嚮」（東面）してその「位」に即いていた。これについて、断代に、「王格周廟，邦賓東向，則王在廂之東廂或東序，此西旅當在廟之西廂或西序之前，群臣所立，「孟在周廟南門内的大庭中，献馘于西旅，邦賓皆東嚮，則王當立于東廂或東序」と解している⁽²⁰⁾。即ち、「邦賓」が「東面」し、それに対し、王が東側に、東廂或は東序に立つとしている。

この時、「邦賓」に対し、「王」が「西面」していたのか、「南面」していたのか、その「位」について銘文に記されていないので分からないが、「邦賓」が「東面」していたことは確かである。これについて、西周金文に見える「王」と「臣下」の面位の現れ方を見ると、西周中期以降に多く見える、「王」が「臣下」に官職を任命する代表的な君臣間の式次第を記す冊命形式金文に、それが多く記されている。それによると、嘗て見たように⁽²¹⁾、又後述するように、「中庭」において、「王」は廟の堂上で「大室」に位に即いて「南面」し、冊命を受ける臣下は、堂下の「中庭」に位に即いて「北面」するのが常であったようである。又、周初の宣侯矢戣銘では⁽²²⁾、出土時に原器が破碎して読みにくい所もあるが、そこに「王」が度侯矢を宜の地に封建する時、「王^立于宜^園社，南嚮，王令度侯矢曰，（云々）」（「王，宜の^園社に^立ちて，南嚮す，王，度侯矢に命じて曰く，（云々）」）とあり、「王」は宜の地の「宗社」に立ちて「南嚮」（南面）し、冊命を受ける度侯矢はそれに対し、「北面」していたものと思える。小孟鼎銘の「邦賓」の「東面」の場合は分からないが、冊命形式金文の場合、廟の堂上の祖先神を背景として「王」は「南面」したと思え、又、宣侯封建の時も、「王」は「宜」の地の社の神を背景として「南面」していたものと思える。廟での冊命や、宜社での冊命式に見えるこの「南面」、「北面」には、そのような神々の権威が、その背景に働いていたように思

える。この小孟鼎銘の場合も、後の「中廷」において廟告の礼が行なわれる時、「孟」が「中廷」の位に即いて、廟神に対し「北面」している。通釈に、「大廷」には東・西の両廂があり、参列者は「東面」、「西面」して列するが、「中廷」では「北面」する。「王」は「大室」の前で「南面」し、「孟」は「中廷」に「北面」して餼俘を神に告げるのであると解している⁽²³⁾。この銘文で「邦賓」が、「大廷」で「東面」していたのとはこれとは異なっている⁽²⁴⁾。

この「邦賓」の「邦」について、西周金文の「邦」の分類については、別稿に述べるが、「王」自身が君となる「周邦」（泉伯戎殷銘・両周録三五オ、史牆盤銘⁽²⁵⁾、大克鼎銘・両周録二〇オ～二一オ、師詢殷銘・両周録一三二オ）や、「周邦」から見て「他邦」（夬伯殷銘・両周録一三七ウ～又一三七オ）、「邦冢君」（班殷銘・両周録九オ）、「萬邦」（史牆盤銘、盂方尊銘⁽²⁶⁾）、「邦君厲」（五祀衛鼎銘⁽²⁷⁾）、又、東夷・南夷等の蛮方を云う「十有二邦」（宗周鐘銘・両周録二五オ）、「邦魯」（師寰殷銘・両周録一三五ウ～一三七オ）、「小大邦」（駒父盥蓋銘⁽²⁸⁾）などの、多くの云い方がある。

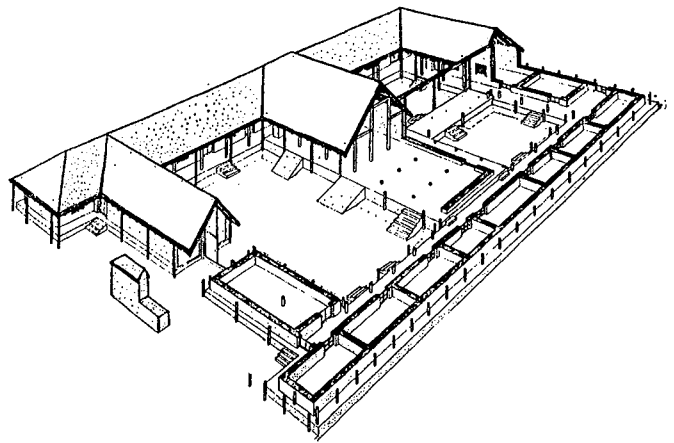
又、この「邦賓」の解釈として、先の綴遺、断代等が引用する『周礼』大宗伯の賓礼を見てみると、「以賓礼親邦国，春見曰朝，夏見曰宗，秋見曰覲，冬見曰遇，時見曰會，殷見曰同，時聘曰問，殷覲曰視，（云々）」（「賓礼を以て邦国に親しむ，春見を朝と曰う，夏見を宗と曰う，秋見を覲と曰う，冬見を遇と曰う，時見を會と曰う，殷見を同と曰う，時聘を問と曰い，殷覲を視と曰う，（云々）」）とあり、「賓礼」を以て「邦国」に「親」しむとあり、その後、「王」に対する種々の「見」の礼があげられている。賈疏に「此经文皆云見，是下於上稱見，故云諸侯見王為文也，秋官大行人云，春朝諸侯之等，皆云朝覲諸侯，是王下見諸侯為文」と云う。ここに引く大行人には「大行人，掌大賓之礼及大客之儀，以親諸侯，春朝諸侯而圖天下之事，秋覲以比邦国之功，……上公（筆者注：諸侯の上位者）之礼，……其朝位，賓主之間九十步，……擯者五人，廟中将幣三享，王礼再裸而酢，（云々）」（「大行人，大賓の礼及び大客の儀を掌り，以て諸侯に親しむ，春は諸侯を朝して天下の事を圖り，秋は覲して以て邦国の功を比し，……上公の礼は，其の朝位は，賓主の間九十步，……擯者五人，……廟中に幣を將おこなって三享す，王の礼は再裸して酢す，（云々）」）とあり，大宗伯と同じく，「諸侯」に「親」しむ方法として，先の「朝」，「覲」など，八つの賓礼が挙げてある。又，これらによれば，大宗伯の「以賓礼親邦国」の「邦国」は邦国諸侯を指すことになる。又，この「大賓」は，鄭注に「要服以内諸侯」，「大客」は「謂其孤卿」と解し，賈疏に「要服」以外は「小賓」とする。いずれにしても，これらは，王側から邦国諸侯を「親」しく「賓」としてとらえた云い方である。

この外，小行人にも「小行人，掌邦国賓客之礼籍，以待四方之使者，……賓客之礼，朝覲・宗遇・會同，君之礼也，（云々）」（「小行人，邦国の賓客の礼籍を掌り，以て四方の使者を待つ，……賓客の礼，朝覲・宗遇・會同は君の礼なり，（云々）」）とあり，先の「朝，覲」等の賓礼を邦君の礼とし，又司儀にも，同様のことが記されている。

賓礼として，この大宗伯に見える邦君諸侯が「王」に「見」する礼は，西周金文に云う，「匱侯旨，初見事弔宗周」（「匱侯旨，初めて宗周に見事す」）（匱侯旨鼎・両周録二六六オ）や「擘若二月，侯見弔宗周亡尤」（「ここに二月，侯，宗周に見するに，尤亡し」）（麥尊銘・両周録二〇ウ）等の「見（事）」の礼に類するものであろう。この「見（事）」について，匱侯旨鼎銘の韞華に「初燕侯朝周之事」と釈し，赤塚忠氏は「見事」を「覲（見）事」と解する。又，通釈も朝見，覲礼の義に解している⁽²⁹⁾。これについて，金文のそこには，その朝見の詳しい儀式次第は記されていない。ただ，報告者が西周初とするも⁽³⁰⁾，おそらく殷末金文と思える乙卯尊銘に，「乙卯，子見在大室，白□一，緝琅九，（云々）」（「乙卯，子，見して大室に在り，白□一，緝琅九，（云々）」）とある。李学勤氏は，

「見」を朝見の義として、「子」が「大室」にあって商王に朝見したと解し、これを賓礼に属するとする。そして、周の朝見の儀礼として、『周礼』大行人等を引き、先の大行人の「廟中将幣三享，王礼再裸而酢」を引いている。又、王慎行氏等は、この「見」を、「子」が先王享祀において、「大室」にて祭品を進献した義にとる⁽³¹⁾。この殷金文の「見(事)」の用例には、𠄎鼎銘に「乙亥，𠄎，見事于彭」（「乙亥，𠄎，彭に見事す」）の一例があり、この「見事」は、先の周初金文の匜侯旨鼎銘の「見事于宗周」と同例である。赤塚氏は、この「見」も覲の意に解し、事は仕える、奉仕する意とする。つまり、覲事は朝覲することと解釈している⁽³²⁾。乙卯尊銘は周代のことでなく殷末のことなので、あまり参考にならないかもしれないが、「大室」上、即ち堂上で、この「見」の儀礼が行なわれていることは注目してよいように思える。又、賓礼に当たる、「諸侯」が「王」に朝する儀式次第を記した『儀礼』覲礼においても、「擯者謁，侯氏坐取圭，升致命，王受之玉，侯氏降，（云々）」（「擯者謁ぐ，侯氏坐して圭を取り，升りて命を致す，王，之が玉を受く，侯氏降り，（云々）」）とあり、やはり両者堂上で見事の礼が行なわれたとされている。又、この時、「王」の諸侯に対する辞には「伯父無事，帰寧乃邦」（「伯父，事無し，帰りて乃の邦を寧んぜよ」）とあって、「乃の邦」とあり、賓礼を以て遇した「侯氏」（諸侯）を邦君としてとらえた云い方となっている⁽³³⁾。

これらの礼制が、西周時代の礼制の事実をどれだけ正確に伝えているかは問題であるが、先ほどの小孟鼎銘の、廟告の礼が行なわれた「中廷」においては、先に述べたように、通常、君臣間の代表的な儀礼と云われる、冊命儀礼が行なわれていた。その儀式次第を記す冊命形式金文には、嘗て見たように⁽³⁴⁾、西周中～後期の頌鼎銘（両周録四五オ～四六オ）を例にとると、周の宗廟の「康邵宮」において、「王」が「頌」に冊命して官職を任命し、同時に賜物を与える。その儀式次第は、一般の解釈では、「王」は堂上の「大室」上に位に即き、「南面」しているが、「大宰孔」が「右者」として導いて門を入って来た、「王」の冊命を受ける「頌」は堂下の「中廷」に「北面」しており、両者は堂上と堂下の礼になっている。



周代の宗廟だろうと云う、岐山・鳳雛村大型建築址の建築物復元想定図。当時の堂と中廷との関係が分かる⁽³⁶⁾。

そして、「大室」即ち堂上から「王」の冊命書を、「王」の右にいる史官の「虢生」が読み上げるが、その命書冒頭には、「王曰、頌、令汝（云々）」

（「王曰く、頌よ、汝に命じて（云々）」）とあって、「王」は冊命書のはじめに、冊命を受ける臣下の「名」を云っている。一方、「王」自身は、この頌鼎銘では出ていないが、他の冊命形式金文では、「余」、「朕」などを称して⁽³⁵⁾、自分の「名」を云わない。冊命が終ると、堂下の「中廷」にいる受命者・「頌」は、「拝稽首」して命書を受けとる。この時、堂上の王が答拝したかは、どの冊命形式金文にも記されていないが、おそらく「王」は答拝しなかったのではないかと思える。「頌」は、そ

の後の「中廷」における答辞において、「頌敢対揚天子丕顯魯休，(云々)」(頌，敢えて天子の丕顯なる魯休に対揚して，(云々))と述べたと思え，自らの名の「頌」を「王」に対して称している。又，「王」に対しては，ここでは「天子」を称しているが，他の冊命形式金文には「王」の呼称も見えている⁽³⁷⁾。

このように，この冊命形式金文では，「王」は臣下の「名」を称し，臣下も自らの「名」を称していたが，一方，先の賓礼に当たる覲礼では，互いに堂上での見事の礼が行なわれ，王が相手の邦君諸侯の名を云わずに「伯父」と呼んでおり，同姓大国なら「伯父」，異姓ならば「伯舅」，同姓小邦なら「叔父」，異姓ならば「叔舅」と呼びかけると云われる。そして「王」自らは「予一人」を称している。この自称は，西周金文の王の命書に，既に「王」の自称として見えているが⁽³⁸⁾，一方，諸侯がこの時「王」に対し自分の「名」を称したかどうかは分からない。なお，同じ堂上の礼として，嘗て述べたように⁽³⁹⁾，次の東周時代，齊の桓公が「葵丘の会」で「王」より「文・武の胙」を受けた儀式は，両者共に堂上で行なわれていたし(『左伝』僖公九年の条)，又，晋の文侯に対する侯伯の冊命儀式(『左伝』僖公二十八年の条)もやはり堂上で行なわれたと解されていた。この時，「王」は相手をそれぞれ「伯舅」，「叔父」と称し，自分は「余一人」と自称しているが，又，齊桓，晋文は，それぞれ「王」に対しては「天子」と称し，自らは「小白余」，「重耳」と自らの「名」を称していた⁽⁴⁰⁾。

このように，礼制上，「見(事)」の礼や，賓礼と称されるものと，君臣間の儀礼の代表としての，冊命形式金文に見える儀礼とを比べてみると，時代的推移も問題であるが，以上のような相違が見られることは注意すべきであろう。

又，小孟鼎銘の「邦賓」の解釈として，先の断代が引用する『周書』顧命を見てみると，父成王の後を継いで，新しく王位に即いた康王の即位式の後，康王は直ちに廟門外に待つ「東，西諸侯」との間に，はじめての朝見の儀が行なわれている。この時，「賓稱奉圭兼幣，曰，一二臣衛，敢執壤奠，皆再拜稽首，王義嗣德答拜，大保暨芮伯，咸進相揖，皆再拜稽首，曰，敢敬告天子，……今王敬之哉，(云々)」(「賓，圭の幣を兼せたるを稱げ奉げて，曰く，一二の臣衛，敢て壤奠を執る，と，皆再拜稽首す，王義嗣は徳って答拜す，大保暨び芮伯は，咸進みて相揖し，皆再拜稽首して，曰く，敢えて敬みて天子に告ぐ，……今，王之を敬まんな，(云々))とある。この「賓稱」の「賓」について，偽孔伝に「賓，諸侯也」，孔疏に「実諸侯為王之賓」，「天子於諸侯有不純臣之義，故以諸侯為賓」とあり，諸侯を「臣」にして，「賓」としている。これについて，曾運乾，屈万里等の諸氏は同解だが，孫星衍は「賓者，周礼大宗伯職云，以賓礼親邦国，謂朝覲宗遇會同，天子以賓礼賓諸侯也，大行人職云，掌大賓之礼，注云，大賓要服以内諸侯，武氏億云，賓古文通作擯，賓稱是擯者之辞」として武氏の説を引き，同じく孔廣森も「賓説擯」として『儀礼』覲礼を引いて，「然則王見諸侯，皆擯者伝辞，故此亦擯者以其圭幣告王」と解するなどの説がある⁽⁴¹⁾。池田末利氏も「(諸侯のがわの) 價かいぞえが(諸侯のしるしとしての大きな) 圭と幣とを合わせたものをあげさげて」と読む。即ち，この場合の「賓」は，「擯者」の意味にとっている⁽⁴²⁾。ただ，この「擯」は，『周礼』におけるその用例の大半は，諸侯の入見の仲介者となる場合が多い。先の大行人に「掌大賓之礼及大客之儀，以親諸侯，……諸侯之礼，……朝位賓主之間七十步，……擯者四人，……凡諸侯之王事，……賓而見之」(「大賓の礼及び大客の儀を掌り，以て諸侯に親しむ，……諸侯の礼は，……朝位は賓主の間七十步，……擯者四人，……凡そ諸侯の王事に，……賓して之を見る」とあり，「賓」は鄭注に賓を擯とする説を引く。

又，大宗伯の鄭注に「出接賓曰擯，入詔礼曰相」とあって，「賓」を導く者を擯とし，司儀鄭注に

同じである。これらの解釈にしたがえば、賓礼を以て遇される邦国諸侯の入朝に対して、擯者が仲介者となっているとすると、この顧命の擯(擯)者がかいぞえをつとめる邦国諸侯は、賓礼をもって遇すべきものとして、王側に意識されていたのかもしれない。

又、新王のはじめての朝見の礼であるが、邦国諸侯側が「臣」を称し、「再拜稽首」したのに対し、「王」が「答拜」しているのは、先の冊命形式金文の場合、「王」が答拜しなかったであろうと思われるのと比較して注目されよう⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾。

(二)、「賓」に対する贈与の場合

西周金文の「賓」の用例で最も多く見えるのは、主として「王」を含めた長上よりの使者に対し、その来訪を受けた側が、その使者を賓礼を以て礼遇し、償物を贈る場合である。

周初の、両周が成王時代の作とする鬲卣銘(両周録五オ)に「王姜令作冊鬲, 安夷伯, 夷伯賓鬲貝布, 揚王姜休, 用作文考癸賓罍器」(「王姜, 作冊鬲に命じて, 夷伯を安んぜしむ, 夷伯, 鬲に貝布を賓す, 王姜の休に揚えて, 用て文考癸の賓罍器を作る」), 鬲尊銘に「君命余作冊鬲, 安夷伯, 夷伯賓用貝布, 用作朕文考曰癸肇寶」(「君, 余作冊鬲に命じて, 夷伯を安んぜしむ, 賓するに貝・布を用てす, 用て朕が文考曰癸の旅寶を作る」)⁽⁴⁵⁾とある。両銘の相違は, 作器, 作銘主体の問題から詳しく論議されているが⁽⁴⁶⁾, ここに「王姜(君)」が「作冊鬲」に命じて「夷伯」を「安」んぜしめ, それに対し, 「夷伯」が「鬲」に「貝・布」を「賓」したと, 「賓」とある。この「夷伯」を「安」んぜしめの「安」は, 古籀に「寧」とし, 韓華に「勞慰之誼」, 積微居に「今言問安, 寧與安同義」と解し, 断代は「王姜命作冊往其国而安之」として, 「安, 寧, 使, 省」はその義は相近しとする⁽⁴⁷⁾。又, 「夷伯」が「賓鬲貝布」については, 綴遺に「夷伯, 諸侯也, ……賓者周礼郷大夫以礼礼賓之, 司農注, 賓, 敬也」とし, 古籀は, 『儀礼』覲礼の郊勞の礼等の「侯氏用束帛・乗馬償使者」(「侯氏, 束帛・乗馬を用て使者に償す」)などを引いて, 「賓」は「償」とする。断代も, 後述の保卣銘を引き, 「前述保卣, 論王, 后使者往于諸侯之國, 其動詞為安, 寧, 使, 省, 此諸字義當相近, 諸侯償王, 后使者以布, 帛, 馬, 璋, 貝, 金」と解している。通釈に, 償は長上よりの使者に対して, 償礼を以て物を贈ることをいうとする⁽⁴⁸⁾。

又, 両周が昭王時代の作を云う, 爵としては長銘をもつ孟爵銘(両周録二四オ)に, 「佳王初羣于成周, 王令孟寧鄧伯, 賓貝, 用作父寶罍彝」(「佳れ王, 初めて成周に羣す, 王, 孟に命じて鄧伯を寧んぜしめ, 貝を賓せらる, 用て父の寶罍彝を作る」)とある。即ち, 「王」が「孟」に命じて「鄧伯」を「寧」んぜしめ, それに対して「貝」を「賓」したと「賓」とある, 綴遺に「寧, 安也」として鬲卣銘の例を引く。両周は「王命孟省視鄧伯, 鄧伯贈之以貝」とし, 餘論に「白償孟以貝也」, 又, 積微居に「寧, 安也, ……亦問鄧伯安否耳」と解する⁽⁴⁹⁾。孟爵銘も鬲卣(鬲尊)銘もほぼ同型であり, 「賓貝」は, 両周, 餘論等のように, 「鄧伯」が「孟」に「貝」を「賓」したのであろう。鬲卣, 孟爵銘共に, 「夷伯」, 「鄧伯」は, 「王姜」, 「王」の命を受けて来訪した「鬲」, 「孟」を賓礼を以て遇し, おくりものをしたものと思える。

又, 西周中期の作と云う簋(公賁)鼎銘⁽⁵⁰⁾に「叔氏使賁安鬲伯, 鬲伯賁賁馬轡乘, (云々)」(「叔氏, 賁をして鬲伯を安んぜしむ, 鬲伯, 賁に馬轡乗を賁す, (云々)」)とある。これも, 同形式の銘文で, 「叔氏」が「賁」をして「鬲伯」を「安」んぜしめ, これに対し, 「鬲伯」が「賁」に「馬轡乗」を「賁」している。韓華に, 「安」は「慰勞賓客」, 文選に孟爵銘を挙げて「安, 寧同訓」とし, 又, 銘末に作器者として記す「公賁」は「賁」の字と文録, 積微居等は解している⁽⁵¹⁾。いずれにし

ても、「曷伯」は「貧」を「賓」として、償贈したものであろう。

次に、両周が共王時代の作とする、多数の同銘の器がある史頌殷銘(両周録四〇オ～四四オ)に「王在宗周，令史頌省蘇，饗友・里君・百姓帥鞶于成周，休有成事，蘇賓章・馬四匹・吉金，用作鬯彝，頌其萬年無疆，(云々)」(「王，宗周に在り，史頌に命じて蘇を省せしむ，法友・里君・百姓，帥鞶して成周に整す，休にして成事有り，蘇，章・馬四匹・吉金を賓す，用て鬯彝を作る，頌，其れ萬年無疆，(云々)」)とある。「賓」は従古に「賓，賓頌也，字通償」として『儀礼』覲礼を引く⁽⁵²⁾。嘗て述べたように⁽⁵³⁾，この銘文は冒頭に「(王) 令史頌省蘇」とあり，王命により「史頌」による蘇国への「省」が行なわれている。文選に「省，謂視察也」とあるが⁽⁵⁴⁾，「省」は巡察安撫の義であろう。その蘇国の地に何らかの秩序の乱れがあり，そこで，その国の有力者を成周に集めて安撫したものと思える。通釈に，「蘇」は王使たる「史頌」に対して賓礼を行ない，「賓」は王使に対して礼物を贈り，王の眷寵に應えるものと解して，曷貞銘，孟爵銘等の例を挙げている⁽⁵⁵⁾。又，楊寛氏は，贄見礼の一種として挙げる，『儀礼』覲礼，聘礼中の国君が来賓に対し，郊勞の礼を行ない，その使者に対して来賓が幣帛等を「償」する礼と同じとして，「安」(寧)等と「賓」の字の見えるこれらの金文例を挙げている⁽⁵⁶⁾。そして史頌殷銘の「省」について，「《周礼・大行人》説，「王之所以撫邦國諸侯者，歲徧存，三歲徧覲，五歲徧省」，鄭注，「撫猶安也，存，覲，省者，王使臣於諸侯之礼，所謂問問也」，《史頌殷》所謂「省」，亦當即「五歲徧省」之「省」，與「安」，「寧」意義略同。」として，王国維の説の「古者賓客至，必有物以贈之，其贈之事謂之賓，故其字从貝，其義即礼經之償字也，……後世以賓為賓客之字，而別造償字以代賓字」を挙げている⁽⁵⁷⁾。

又，湖北省出土の，中氏の安州六器の一つ，両周が成王時代の作とする中甌銘(両周録八オ)に「王令中先，省南国，……史兒至，以王令曰，余令汝使小大邦，……中省自方，復造□邦，……伯鬯父……言曰，賓□貝，(云々)」(王，中に命じて先ぜしめ，南国を省し，……史兒至り，王命を以てして曰く，余，今汝に命じて小大邦に使せしむ，……中，省して方よりし，復りて□邦に造り，……伯鬯父……言いて曰く，□貝を賓せんと，(云々)」とある。宋代の摹本のみで，両周に「惜詭変殘缺最甚，不能通読」とあるように⁽⁵⁸⁾，読み難いものであるが，「中」が王命によって「南国」を「省」し，更に王命によって，「南国」の「小大邦」に使した時，「伯鬯父」についてはよく分からないが，相手側から賓礼をもって迎えられ，「貝」等を「賓」せられたのであろう。白川静氏は，「賓」は償物で物を贈ることを云うとして，曷貞銘の例を引き，この償物は「中」に対して与えられたものであろうとしている⁽⁵⁹⁾。

又，両周が懿王時代の作とする，少くとも同銘二蓋が確認される十二年大殷銘(両周録七四ウ～七五オ)に「王呼吳師召大，易趨嬰里，王令善夫豕曰趨嬰曰，余既易大乃里，嬰賓豕章・帛束，嬰令豕曰天子，余弗敢敬，豕以嬰，履大易里，大賓豕鞞章・馬兩，賓嬰鞞章・帛束，(云々)」(「王，吳師を呼びて，大を召して趨嬰の里を錫う，王，善夫豕に命じて，趨嬰に曰わしめて曰く，余は既に大に乃の里を錫えり，と，嬰，豕に章・帛束を賓す，嬰，豕をして天子に曰わしむ，余は敢えて敬せず，と，豕と嬰とは，大の錫える里を履む，大，豕に鞞章・馬兩を賓し，嬰に鞞章・帛束を賓す，(云々)」)とある。即ち，王命によって，「趨嬰」の里が，「大」に賜与された。その命を「善夫豕」が「趨嬰」に伝えたのに対し，「嬰」は「豕」を賓礼をもって迎え，「章・帛束」を贈った。又，「豕」と「嬰」とが「大」に与えられた封疆を正した時，「大」は「豕」に「鞞章・馬兩」を，「嬰」に「鞞章・帛束」を贈った。攷古等に「大」の両者に対する賓礼には重軽があると云う⁽⁶⁰⁾。いずれにしても，王命による「嬰」の里を「大」に与えるにしても，「大」は両者を，きちんとした賓礼を以て遇したと思える。決して，単なる命令と服従の関係ではなかった。この時の贈物は，はじめに「嬰」

より「豕」に「章・帛束」,次に「大」より「豕」に「鬲章・馬両」,「大」より「鬲」に「鬲章・帛束」とある。通釈に、古くは見、貝布などを償物に用い、のちに章を用いると解している⁽⁶¹⁾。

又、近年河南に出土したと云う⁽⁶²⁾、郭沫若氏等が成王時代の作とする保卣銘に⁽⁶³⁾、「乙卯、王命保及殷東国、五侯征兄六品、蔑曆于保、易賓、用作文父癸宗寶隣彝、(云々)」(「乙卯、王、保に命じて殷の東国に及ばしむ、五侯征、六品を貶り、保に蔑曆され、賓を錫う、用て文父癸宗の寶隣彝を作る、(云々)»)とあり、同例の「易賓」とある。銘文の意味については、種々の説に分かれる。断代、赤塚忠、黄盛璋、郭沫若の各氏は⁽⁶⁴⁾、「東国五侯」で断句として、断代は武王時の器とし、「東国五侯」を武庚三監のこととして、「武庚及斉、魯、燕、管、蔡」の五国にあて、この「保」に対する「王命」をその地の封侯のことと解する。又、「征」は「乃」、「兄」は「貶」、「六品」は臣隷を指すとし、そして、「王」が「保」を「蔑曆」したとする。「易賓」は「王錫賓」で、「賓」は名詞、その意は動詞の「賓」と同じ。そして、先の罍卣銘、孟爵銘らの例を挙げ、「皆周王命其近臣使於(命於)侯伯、侯伯賓献諸臣。」として、『周礼』大宰、『儀礼』聘礼等を挙げて、天子の使者に償するその賜物の類似を云う。そして、この器の「易賓」は、「王」が「保」に錫うに、「侯伯賓貢之物」を以てすることを云うと解する。又、「易」(錫)と「賓」とは用法上に区別があり、「易」は上から下へ賞賜するもの、「賓」は侯伯が天子の使者を奉敬するものとしている⁽⁶⁵⁾。又、赤塚氏も武王時の器とし、「王」が「保」及び殷の「東国五侯」に命じた時、その伝達者「征」が「保」から嘉賞されて作器したと解する。「五侯」の意味は断代に同じである⁽⁶⁶⁾。

一方、黄氏は、成王時の器で、殷の東の諸叛国を征伐することとして、「王命令保、捕獲殷東国五侯」と解する。「保」は召公奭のことで、この器の作者であり、「五侯」は、周初に叛した薄姑、徐、奄、熊、盈とする⁽⁶⁷⁾。又、郭氏は、同じく成王時の器として、「保」、「五侯」の解釈は黄氏に同じ。「及」は逮捕の意、「征」は遂、「兄」は亡滅の義、「征兄六品」は「遂亡六国」として、六国とは殷、徐、奄、熊、盈、薄姑とする。そして、「易賓」は、「賓」は贈義ありとして、罍卣銘等を挙げ、ここは贈品の義とする。又、作器者は銘中にその名を云わずとして、「大保予某以賞賜」と解している⁽⁶⁸⁾。

通釈は、「東国」で断句として、「及」はト文の省、及の用例から、「東国」を巡察する意と解する。そして、「五侯征」の「五侯」は、五の地を領する侯、名は「征」、「兄」は貶の意、即ち「保」の東国巡撫の際、「五侯征」が早く恭順の意を表わしてその徒隷六品を「保」に賜り、かくて「保」より「蔑曆」を受け、その褒賞をえて、「五侯征」がこの器を作ったものと解している。そして、「易賓」は、「賓」とは償使の者に対する賜賞をいうとし、先の罍卣銘、孟爵銘、史頌殷銘の例を挙げ、使者に対しこれを労慰する意を以て賜與することをいい、そのことを賓というとする。又、その際の賜物をも賓と稱するので、ここは賓を名詞の義にとり、器銘の「賜賓」とはその意に外ならないとする。そして、先の、『儀礼』覲礼の「侯氏用束帛・乘馬償使者」を挙げて、ここでは「五侯」が「保」に「蔑曆」され、かつ賜賞のことも行なわれたのであるとして、「易賓」という語によって、「保」と「五侯征」とが臣従の関係でなく、賓礼を行なう関係のものであることが知られると解する⁽⁶⁹⁾。

今、以上の諸解釈の「易賓」の部分について考えてみると、先の罍卣銘(罍尊銘)、孟爵銘、貧鼎銘、史頌殷銘、中甗銘の各場合、皆、銘文のはじめにある、王或いは長上よりの使者が、相手先に行って、その相手先がその使者を賓として礼遇して賜物があり、それに対して、相手先から見ればこの来賓となった者が、この器を作ったとするのが常であった。しかし、断代は、「易賓」を「王」が「保」に「賓貢之物」を与えたとし、赤塚氏の解では、王命と「征」との関係がはっきりしない。郭氏は、器銘に現われない作器者某に、大保が賞賜したとし、通釈は、「保」が王命を奉じて東国の国情を視察するや、「五侯」がこれを迎えて「六品」を貶り、「蔑曆」され、償物を賜うたとしてい

るようであるが、作器者はその償物を賜うた「五侯」としている。これらの解釈は、およそ、先の「賓」の用例をもつ銘文の形式内容とは相違することになり、定説はないが、そこに解釈上の問題が残る。又、作銘主体の問題も考えてみる必要がある。ただ、先の十二年大殷銘の場合は、銘文はじめの、「王」が「大」に「巽」の里を賜与したことに對し、その後の銘文に「大」が「善夫豕」や「巽」に賓贈したこと等が記されているが、銘文はじめの邑里の賜与を受けた「大」が、その賜与に對し作器したことになる。

又、この他、仲幾父殷銘に「仲幾父使幾使于諸侯諸監，用厥賓，作丁寶殷」（「仲幾父，幾をして諸侯諸監に使せしむ，厥の賓を用て，丁の寶殷を作る」とあり，又，少くとも二器の存在が確認される小臣守殷銘に「王使小臣守使于夷，夷賓馬両・金十鈞，守敢對揚天子休令，用作鑄弘中寶殷，（云々）」（「王，小臣守をして夷に使せしむ，夷，馬両・金十鈞を賓す，守，敢えて天子の休命に對揚し，用て弘中の寶殷を作鑄す，（云々）」）とある⁽⁷⁰⁾。仲幾父殷銘の積微居に「古礼，凡見使於人，主者必以物勞使者以為敬，其事謂之賓。……因而見勞之物亦謂之賓，名動同辭」とあり，鬲貞銘，孟爵銘や『儀礼』覲礼等を例として挙げている⁽⁷¹⁾。仲幾父殷銘は，貧鼎銘と同じく，王命ではないが，「幾」が「諸侯諸監」に使した時，おそらく，その使した相手より賓物を得たこと，又，小臣守殷銘は，王命を受けた「小臣守」が「夷」に使した時，「守」はその使した相手の「夷」より「馬両・金十鈞」の賓贈を得たことを云う。仲幾父殷銘の場合は，その賓物が何であったかは記されていない。又，器蓋同銘の蒔殷銘に「王命蒔衆叔絳父婦吳姬飴器，師黃賓蒔章一・馬両，吳姬賓帛束，蒔對揚天子休，用作隣殷，季姜」（「王，蒔と叔絳父とに命じて，吳姬に飴器を婦らしむ，師黃，蒔に章一・馬両を賓す，吳姬，帛束を賓す，蒔，天子の休に對揚して，用て季姜の隣殷を作る」とある⁽⁷²⁾。即ち，王命を受けた「蒔」等は「吳姬」に使し，「蒔」は，おそらく「吳姬」の夫，「師黃」から「章一・馬両」を賓贈され，「吳姬」から「帛束」を賓贈されて，「蒔」がこの器を作ったと記されている⁽⁷³⁾。

おわりに

西周青銅器銘文に見える「賓」の用例は，（一）の西周初の「邦賓」は，「大廷」における告捷獻馘の礼，その一環としての廟における禘祀，そしておわりの大賞の礼に，「王」に侍する有力者として出て来る。それは「邦賓」（「王の邦賓」）とあるから，「王」に對して「賓」としての待遇を受ける者であったらしいが，諸氏は『周礼』大宗伯等の賓礼や，賓礼に当たる『儀礼』覲礼などを引いて，ほぼ一致して邦君諸侯の義に解している。諸侯であったかどうか問題は残るが，「邦賓」とあるから，邦君であったことは確かであろう。そして，（二）の使者となる，来「賓」に對する賓贈の場合は，同じ賓礼として，相手を尊敬する態度が，礼物の贈与にあらわれている。これも，単なる臣従の関係ではない。

以上からすると，「邦賓」は，成周王朝を構成する「臣」としても，単なる命令と服従ではない，賓礼をもって遇される，相手を尊敬する，崇ぶ態度がその礼に，そこに示されているであろう。これが諸氏が云うように，もし邦君諸侯であったとすると，その意味で「他邦」と同等の「周邦」の君にして，王朝成立の対象領域，即ち「四方」（「萬邦」）の「王」（天子）である成周王朝の君主に對し，その王朝の秩序体制下にある邦君或いは諸侯国との秩序関係は，軍事的威嚇や，一方的な君臣関係等だけではなく，このような相手の立場を尊敬すること，その崇ぶ態度が（それは礼によって示されるが），多種多様な世界を一つに統合する，そのための重要な意味をもっていたように思え

る。それを可能ならしめた宗教的、精神的背景、又、両者間のその時その時の情勢や、時代的推移も問題であるが、更に考えてみたい。

東アジア世界、中国古代の最初期において、多様性をもった世界を統合するのに、一般的に相手を尊敬し崇ぶ態度が重視されているのは、その宗教的理由等は別として、今日の地域的民族紛争と重ねて、考えさせられる問題である。

注

- (1) 小孟鼎銘については、呉式芬「攬古録」巻三、二十八オ～三十オ、孟鼎の条、一八五〇年頃成、同『攬古録金文』（後、攬古と略称）巻三之三、四十二ウ～四十六オ、孟鼎の条、一八五〇年頃成、方濬益『綴遺齋彝器款識考釋』（後、綴遺と略称）巻三、二十七ウ～三十三ウ、孟鼎の条、一八九四年成、孫詒讓『古籀餘論』（後、餘論と略称）巻下、十六ウ～二十オ、孟鼎（第二器）の条、一九〇三年、河昌濟『韓華閣集古録跋尾』（後、韓華と略称）乙篇中、五八オ～五九オ、孟鼎の条、一九一六年、于省吾『雙劍謠吉金文選』（後、文選と略称）下一、七オ～八オ、孟鼎銘二の条、一九三三年、呉闓生『吉金文録』（後、文録と略称）附編、一オ～二オ、孟鼎の条、一九三三年、郭沫若『兩周金文辭大系圖録、録』（後、兩周録と略称）一九オ、小孟鼎、一九三五年、同『兩周金文辭大系攷釋』（後、兩周と略称）三五オ～三八ウ、小孟鼎の条、一九三五年、劉體智『小校經閣金文拓本』巻三、四三ウ～四四ウ、孟午□白鼎、一九三五年、楊樹達『積微居金文説』（後、積微居と略称）巻五、一三一頁、殘孟鼎跋の条、一九五二年、陳夢家『西周銅器斷代』（後、斷代と略称）（四）、考古學報一九五六年第二期、八五～九四頁、小孟鼎の条、白川静『金文通釈』（後、通釈と略称）第十二輯、小孟鼎の条、一九六五年、など参照。
- (2) 栗原朋信「第五章、漢の内臣・外臣と客臣」『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年、など参照。
- (3) 同氏「小孟鼎跋」『觀堂別集補遺』所収。
- (4) 注(1)の兩周、三六オ。
- (5) 以下、注(1)に同じ。韓華、五八オ。兩周、三七オ。斷代、八五～八六頁。通釈、六八七頁。
- (6) 以下、注(1)に同じ。韓華、五八オ。斷代、八五頁。通釈、六八七頁。
- (7) 以下、注(1)に同じ。兩周、三七オ～三七ウ。積微居、一三一頁。斷代、八六頁。通釈、六八八～六八九頁。
- (8) 以下、注(1)に同じ。斷代、八六頁。通釈、六八九～六九〇頁。
- (9) 通釈第六輯、令殷の条、二六三頁、一九六四年。
- (10) 殷墟卜辭の「賓」について、白川静『説文新義』巻六下、一七六、一七五頁、五典書院、一九六九年、に「宗廟に祖靈を迎える意」とあり、又、小孟鼎銘の「邦賓」について、廟祭に賓客として迎える他邦の君主とする。又、赤塚忠氏も「賓」を「靈界の人がその祀られる宗廟に來至すること、またその神靈を表す会意文字」と解している（同氏「殷王朝における上帝祭禮の復原」『中国古代の宗教と文化』角川書店、一九七七年、五八二頁、原論文は『二松学舎大学論文集・昭和四一年』一九六三年、所収）。又、『周書』洛誥に、「文王・武王」を祭って、「王賓、殺、禋、咸格、王入太室裸」（「王賓し、殺し、禋きて、咸格らしむ、王、太室に入りて裸す」）とあり、この「賓」を池田末利氏は、殷墟卜辭の用例から「王は（文王・武王を祭りの）賓（客）として、……（これによって文王・武王の靈を）みな（祭場に）いたらしめた。」と解釈している（同氏『尚書』（全釈漢文大系11）集英社、一九七六年、洛誥の条）。卜辭の「賓」の用例については、別稿に論じたい。
- (11) 以下、注(1)に同じ。斷代、八六頁。通釈、七〇〇～七〇一頁。
- (12) 以下、注(1)に同じ。斷代、八七頁。通釈、七〇四頁。
- (13) 注(1)の通釈、七〇三頁。
- (14) 以下、注(1)に同じ。斷代、九二頁。通釈、七〇五頁。
- (15) 注(1)の斷代、九二頁。
- (16) 伊藤道治「附録、三、參有嗣考」『中国古代王朝の形成』創文社、一九七五年、三二七～三二八頁、など参照。
- (17) 拙稿「周王朝と「成」の構造について—「成周」はなぜ「成」周と呼ばれたか—」東京大学東洋文化研究所紀要第一〇九冊、一九八九年、一九五～一九六頁、参照。

- (18) 以下、注(1)に同じ。断代、九二頁。通釈、七〇五頁。両周、三六オ。積微居、一三一頁。
- (19) 以下、注(1)に同じ。綴遺、三十六ウ。断代、八五～八六頁。通釈、七一〇頁。
- (20) 注(1)の断代、八八頁。九〇頁。
- (21) 拙稿「成周王朝とその儀礼——「王」と臣下、又は神との間の意志の伝達方法について——」史滴十一号、一九八一年、参照。
- (22) 宜侯矢戣銘については、唐蘭「宜侯矢戣考釋」考古学報一九五六年第二期、陳夢家「宜侯矢戣和它的意義」文物一九五五年第五期、同氏断代(一)考古学報一九五五年第九冊、宜侯矢戣の条、郭沫若「矢戣銘考釋」考古学報一九五六年第一期、通釈第一〇輯、宜侯矢戣の条、一九六五年、など参照。
- (23) 注(1)の通釈、六九九頁。
- (24) 皇帝制度成立以降の面位については、岡安勇「中国古代資料に現われた席次と皇帝西面について」史学雑誌第九二編第九号、一九八三年、など参照。
- (25) 陝西周原考古隊「陝西扶風庄白一號西周青銅器窖藏發掘簡報」文物一九七八年第三期。
- (26) 郭沫若「盞器銘考釋」考古学報一九五七年第二期。
- (27) 岐山縣文化館、陝西省文管會「陝西省岐山縣董家村西周銅器窖穴發掘簡報」文物一九七六年第五期。
- (28) 吳大澂、羅英傑「陝西武功縣出土駒父盞蓋」文物一九七六年第五期。
- (29) 韓華、乙篇中、四二オ。赤塚氏「西周の金文」『定本書道全集』河出書房、匱侯旨鼎銘の釈文、五九頁、一九五六年。通釈第八輯、匱侯旨鼎の条、四一五頁、一九六四年。
- (30) 陳賢芳「父癸尊與子尊」文物一九八六年第一期。
- (31) 李氏、「禮西甗現的乙卯尊及其意義」文物一九八六年第七期、六三頁。王慎行、王漢珍「乙卯尊銘文通釋譯論」『古文字研究』第十三輯、二一〇頁、中華書局、一九八六年、所収。
- (32) 赤塚氏「殷金文考釋」、注(10)前掲書、六四〇頁(原著は、同氏『稿本殷金文考釋』自刊油印本、一九五九年)。
- (33) 『儀礼』については、池田末利譯註『儀礼』II、觀礼の条、東海大学出版会、一九七四年、川原寿市『儀礼釈攷』第六冊、觀礼の条、朋友書店、一九七四年、など参照。
- (34) 注(2)の拙稿、八～十三頁、参照。
- (35) 「余」、「朕」は蔡殷銘(両周録八七ウ)などに見える。
- (36) 楊鴻勳「西周岐邑建築遺址初步考察」文物一九八一年第三期。
- (37) 吳彝銘(両周録五八ウ)などに見える。
- (38) 毛公鼎銘(両周録一三〇オ～又一三〇オ)に王の自称として、王の命書中に「余一人」、「我一人」、「余小子」などが見える。
- (39) 注(2)の拙稿、十三～十六頁。
- (40) 西周後期金文の伯農鼎銘(両周録九十九ウ～一〇〇オ)に、王が「鞞侯白農」に対し、諸侯としての嗣封を冊命したのに対し、「農」は、「農拜頤首、敢對罪王休」とある。その場で、王に対し自分の「名」を称したのかもしれない。西周金文、春秋時代の「名」の称し方については、別途、分類・整理してみたい。
- (41) 曾氏『尚書正詁』(一九六四年、中華書局本)、屈氏『尚書今註今譯』(一九六九年、商務印書館)、孫氏『尚書今古文注疏』(『皇清經解』本)、それぞれ顧命の条。
- (42) 注(10)の池田氏前掲書、顧命の条。
- (43) この時、王が相手の諸侯を「庶邦の侯、甸、男、衛よ」と呼び、又、「予一伯父」と呼びかけて「名」を云わず、又、自分を「予一人」と、天子の自称の「予一人」と共に自分の名の「釗」を云っているのは注目される。この「予一伯父」と云ったことについて、正義に先の觀礼の言葉を挙げて「諸侯多矣、独云伯父、拳同姓大國、言之」とし、赤塚忠氏は、やはり觀礼を挙げて、ただしここは代表としての総称と解している(赤塚氏『書經・易經(抄)』平凡社、一九七二年、三二三頁、注一、康王之話の条)。又、名の「釗」を称したことについては、正義に「礼天子自稱予一人、不言名、此王自称名者、新即王位、謙也」と解し、蔡沈は「康王在喪故稱名、春秋嗣王在喪亦書名」としている(『書經集傳』康王之話の条)(春秋公羊伝に「君存稱世子、君薨稱子某」とある)。いずれにしても、注目される記述である。これらの問題については、稿を改めて論じたい。
- (44) 又『周書』多士に「王曰、今朕作大邑于茲洛、予惟四方罔攸賓」とある。この「賓」を偽孔伝等に「馬云却」として、「無有遠近、無所賓外」と解しているが、屈氏は「賓」を「朝貢也」、「服也、賓服」とし(注(4)の屈氏前掲書、多士の条)、池田氏も「今わたしが大邑をこの洛(邑)に作ったのは、四方(の國々がまだ)服従しないから

- である」と解し(注10)の池田氏前掲書、多士の条)、「萬邦」の服従が賓礼を以てするの解釈となっている。
- (45) 鬲尊銘については、攢古、卷二之三、五十ウ、鬲尊の条、梅原末治『冠鞞攢古金圖』上、三四、一九四七年、など参照。
- (46) 松丸道雄「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」同氏編『西周青銅器とその国家』東京大学出版会、一九八〇年、所収、など参照。
- (47) 孫詒讓『古籀拾遺』(後、古籀と略称)下、二オ、鬲卣の条、一八七二年。韓華、庚上、五オ、鬲卣の条。積微居、卷七、一八五頁、鬲卣跋の条。断代(二)、考古学報第十冊一九五五年、一一八頁、作冊鬲卣の条。
- (48) 綴遺、卷十二、九オ、鬲卣の条。古籀、下、二ウ、鬲卣の条。断代(二)、考古学報第十冊一九五五年、一一八頁、作冊鬲卣の条。通釈第五輯、作冊鬲卣の条、二四四頁、一九六三年。
- (49) 綴遺、卷二十二、二十九オ、孟爵の条。西周、四九ウ、孟爵の条。餘論、二、二十五ウ、孟爵の条。積微居、卷二、五五頁、孟爵再跋の条。
- (50) 呉鎮烽編『金文人名匯編』中華書局、一九八七年、二二二頁。
- (51) 韓華、乙、三七オ、夔鼎の条。文選、下、十一ウ~十二オ、夔鼎銘の条。文録、一、三十一オ、公買鼎の条。積微居、卷四、一〇七~一〇八頁、公買鼎跋の条。
- (52) 徐同伯『從古堂款識学』二、一六オ、史頌殷の条、一八五四年。
- (53) 注(17)の拙稿、二〇九~二一一頁。
- (54) 文選、上三、十一、史頌殷の条。
- (55) 通釈第二四輯、史頌殷の条、一八二~一八三頁、一九六八年。
- (56) 楊氏「贅見禮」新探『古史新探』中華書局、一九六五年、三四六~三四七頁。
- (57) 注(56)に同じ、三四七頁。
- (58) 两周、一九ウ、中廡の条。
- (59) 白川氏「安州六器通釋」『甲骨金文学論叢』十集、一九六二年、四四頁。
- (60) 攢古、卷三之二、三十六ウ、大敦蓋の条。
- (61) 通釈第二九輯、大敦二の条、五七五頁、一九七〇年。
- (62) 断代(一)、一五七頁、保卣の条。
- (63) 郭氏「保卣銘釋文」考古学報一九五八年第一期、一頁。
- (64) 断代、郭氏は注(62)(63)に同じ。赤塚氏は注(9)に同じ、一六九~一七〇頁、保卣銘の条。黄氏「保卣銘の時代與史実」考古学報一九五七年第三期。
- (65) 注(62)の断代、一五七~一五八頁。
- (66) 注(64)の赤塚氏に同じ、一六九~一七〇頁。
- (67) 注(64)の黄氏に同じ、五一~五九頁。
- (68) 注(64)の郭氏に同じ、一~二頁。
- (69) 通釈第四輯、保卣の条、一七五~一九一頁、一九六三年。
- (70) 仲幾父殷銘については、攢古、二之二、六十二ウ、中幾敦の条、端方『陶齋吉金録』卷二、五オ、ウ、中幾父敦の条、一九〇八年、小臣守殷銘については、攢古、三之一、二十六オ、ウ、鄒安『周金文存』卷三、四十四オ、ウ、守敦一九一五~一九二一年、など参照。
- (71) 積微居、卷四、一〇三頁、中幾殷跋の条。
- (72) 鬲殷銘については、羅振玉『貞松堂集古遺文』六、二オ~三オ、鬲殷の条、一九三一年、劉體智『善齋吉金録』禮器録、卷七、八四オ~八五オ、一九三四年、鬲眾叔鬲父敦の条、など参照。
- (73) なお、列国金文になると、姑馮句鐘(两周録一五八オ、ウ)の「楽賓客」などのように、「賓客」の語が出てくる。

(1992年8月31日受理)

